

三川町男女共同参画計画

『 共に認め合い、支え合い、
一人ひとりがいきいきと輝くまち・三川町 』

令和3年2月

三 川 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 3

第2章 計画の基本理念と基本目標等

- 1 基本理念 4
- 2 基本目標 4
- 3 計画の体系図 6

第3章 具体的な取り組み

- 基本目標Ⅰ 共に学び、人権を尊重する意識づくり 8
- 基本目標Ⅱ 共に支え合い、いきいきと働ける環境づくり 11
- 基本目標Ⅲ 共に認め合い、安心して暮らせるまちづくり 16

第4章 計画の推進

- 1 推進体制 18
- 2 国・県等との連携 18
- 3 計画の進行管理 18

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」が平成11年に制定され、男性も女性もお互いの人権を尊重し、性別に関わりなく、個性や能力を發揮できる「男女共同参画社会の実現」が、我が国の最重要課題の一つとされています。

そのような中、平成27年度には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布・施行され、女性の指導的地位への参画を促進し、男性中心型の労働慣行^{※1}を変えるなどの取り組みを行うため、国は「第4次男女共同参画基本計画」を、山形県では「山形県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に関するさまざまな施策を推進しています。

近年では、少子高齢化や人口減少による生産年齢人口の減少が今後一層進んでいくものと予想されるほか、グローバル化により生じた社会・経済の構造変化、貧困や格差の拡大、社会的弱者^{※2}の救済など、さまざまな課題が発生しています。これらに対応するためには、地域の活力を高め、急速な時代の変化を乗り越えていく社会の構築が必要であり、そうした社会の構築には、地域住民が性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を發揮することができる、男女共同参画の視点からの取り組みが求められています。

こうした状況を踏まえ、本町においても男女共同参画社会の実現に向けた課題を明らかにし、重点的に取り組むべき施策の方向を示し、男女共同参画社会の形成への具体的な取り組みを推進するため、「三川町男女共同参画計画」を策定します。

※1 男性中心型の労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功序列的な処遇の下、長時間勤務や転勤は当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

※2 社会的弱者

雇用・就学の機会や人種・宗教・国籍・性別の違い、あるいは疾患などによって、所得・身体能力・発言力などが制限され、社会的に不利な立場にある人。

2 計画の位置づけ

○本計画は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」及び「山形県男女共同参画推進条例第13条」に基づく市町村男女共同参画計画であり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた必要な施策を定めるものであるため、「男女共同参画基本計画」、「山形県男女共同参画計画」及び「三川町総合計画」等との整合性を図ります。

○本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画^{※3}、並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画^{※4}に位置付けるものとします。

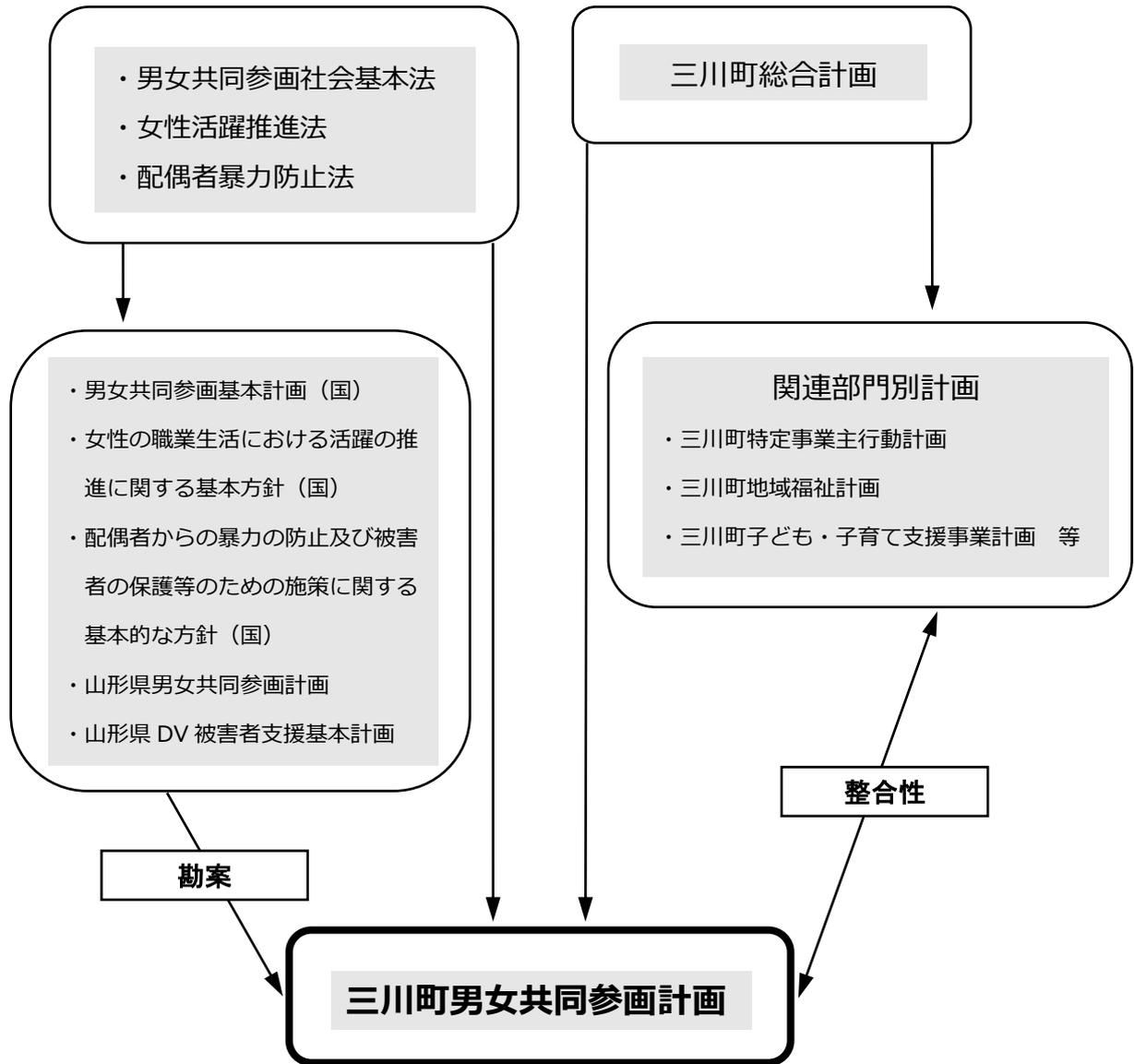
※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく市町村推進計画

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）を定めるよう努めるものとする。

※4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画

市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）を定めるよう努めなければならない。

計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第2章 計画の基本理念と基本目標等

1 基本理念

『 共に認め合い、支え合い、

一人ひとりがいきいきと輝くまち・三川町 』

男女の立場を対等とし、だれもが一人の人間として尊重されつつ、責任も分かち合い、あらゆる分野において性別に関わりなく、その個性と能力を存分に発揮できる男女共同参画社会を築くことは、今後ますます重要となってきます。

本町では、基本理念に「共に認め合い、支え合い、一人ひとりがいきいきと輝くまち・三川町」を掲げ、一人ひとりの個性や能力を認め合い、支え合うことで「まち」が輝き、だれもがいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 基本目標

計画の目的である男女共同参画社会の実現に向け、「3つの基本目標」を設定しました。なお、この計画で「男女」と表す場合は、性的少数者^{※5}の人々を含むものとします。

【基本目標Ⅰ】 共に学び、人権を尊重する意識づくり

町民の男女共同参画や人権に対する正しい理解と意識の向上を図ることで、社会における男女不平等の是正を促進するとともに、一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、性別にとらわれることなく、個性と能力を存分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

※5 性的少数者

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。性的少数者を表す言葉のひとつに「LGBTQ⁺」があり、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）などの頭文字のことを意味する。

【基本目標Ⅱ】 共に支え合い、いきいきと働ける環境づくり

政策や方針の決定過程において、男女が対等な立場で参画することにより、多様で男女がともに活躍しやすい環境とすることが期待できます。

また、家事・育児・介護・地域活動等は、本来性別に関わりなく担っていくべきものですが、依然としてその多くを女性が担っているのが現状であり、働く女性の活躍が困難な場合があります。家事・育児・介護・地域活動等についてお互いに助け合い、ともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることができる環境を整備することで、働く男女のさらなる活躍の推進を図ります。

【基本目標Ⅲ】 共に認め合い、安心して暮らせるまちづくり

配偶者等からの暴力（DV^{※6}）や、多様なハラスメントなどは、明らかな人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げる大きな要因となっています。男女が対等な関係を築き、個人として尊重されるよう、安心して暮らせる社会の構築を目指します。

※6 DV

ドメスティックバイオレンスの略。配偶者や恋人、親子など親しい関係の人から加えられる、家庭内での暴力や攻撃的行動のこと。

3 計画の体系図

基本理念	基本目標	重点課題
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 共に認め合い、支え合い、 一人ひとりがいきいきと輝くまち・三川町 </p>	I 共に学び、人権を尊重する意識づくり	1 男女平等意識の啓発・促進 2 社会における制度や慣行の見直しと男女共同参画の意識づくり
	II 共に支え合い、いきいきと働ける環境づくり	1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画 2 仕事と家庭・地域活動との両立支援 3 働く場における男女共同参画
	III 共に認め合い、安心して暮らせるまちづくり	1 暴力等の根絶と被害者支援 2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

推進施策

- (1) 学校教育で育む男女共同参画
- (2) 家庭教育で育む男女共同参画

- (1) 固定的役割分担意識の改革
- (2) 男女共同参画社会を推進するための広報・啓発活動

- (1) 町における政策・方針決定過程への男女共同参画
- (2) 事業所・各種団体の取り組み支援・協力要請

- (1) 仕事と家庭・地域活動との両立に関する意識の啓発
- (2) 多様な働き方を支える環境整備
- (3) 男性の働き方改革

- (1) 男女平等の職場づくりと環境整備
- (2) 女性がいいきと能力を発揮できる環境整備

- (1) DVの防止と被害者の支援
- (2) ハラスメント防止対策の推進

- (1) 防災・復興活動に関する男女共同参画の推進

第3章 具体的な取り組み

基本目標Ⅰ 共に学び、人権を尊重する意識づくり

重点課題1 男女平等意識の啓発・促進

男女共同参画社会の実現には、男女平等意識の育成が重要であり、学校・家庭・地域における教育・学習の担う役割は重要です。性別にとらわれず、互いの人格・個性を尊重し合い、それぞれが個性や能力を発揮できる社会となるよう、教育・学習の充実を図ります。

推進施策（1） 学校教育で育む男女共同参画

番号	施策	内容	担当課
①	個性を生かす生活指導・進路指導の実施	性別にとらわれない、個性を生かした生活指導の実施、また、幅広い進路選択ができる進路指導に努めます。	教育委員会
②	発達段階に応じた男女平等教育の充実	児童生徒が男女平等意識を育めるよう、養護教諭と学級担任が連携し、発達段階に応じた適切な「性に関する指導」に取り組みます。また、中学校における職場体験等を通して、働く場における男女平等・相互協力の重要性の理解の促進を図ります。	教育委員会
③	教職員の意識啓発・研修の充実	教職員向けに実施される男女平等に関する研修会・講演会等への参加機会の確保に努めます。	教育委員会

推進施策（２） 家庭教育で育む男女共同参画

番号	施策	内容	担当課
①	研修会・講演会等の開催	男女共同参画の重要性を認識し、より良い家庭教育が促進されるよう、情報提供・学習機会の充実を図ります。	企画調整課
②	家庭教育による健全育成の促進	思春期の子をもつ保護者を対象に、家庭教育に関する学習機会を提供し、児童・生徒の健全育成を促進します。	教育委員会
③	学校と保護者の連携強化	学校だより・学年だより等を活用し、保護者の男女平等意識の啓発を行い、学校と保護者の連携強化を図ります。	教育委員会

重点課題２ 社会における制度や慣行の見直しと男女共同参画の意識づくり

男女の固定的役割分担意識やそれに基づく社会における制度・慣行は依然として根強く残っており、家庭・地域・職場などにおいて男女の不平等が生じています。男女共同参画の理念やジェンダー（社会的性別）の視点について正しく理解されるよう、さまざまな機会や広報媒体を通じた情報提供・啓発活動の充実を図ります。

推進施策（１） 固定的役割分担意識の改革

番号	施策	内容	担当課
①	研修会・講演会等の開催	根強く残る性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や、慣行の見直しを推進します。また、研修・講座を通じて、地域における男女共同参画活動の促進を図ります。	企画調整課

推進施策（２） 男女共同参画社会を推進するための広報・啓発活動

番号	施策	内容	担当課
①	多様な広報媒体による積極的な情報提供	広報・ホームページ等に人権尊重や男女平等に関する啓発記事を掲載するなどし、啓発・情報提供を行います。	企画調整課
②	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	町広報等の表現や、町が実施する講演会等において、男女共同参画の視点が十分に取り入れられた表現となるよう留意します。また、町民や事業所への啓発に努めます。	企画調整課
③	性的少数者への理解促進	性的少数者の人々に対する理解の促進を図るため、チラシやリーフレットなどで人権意識の啓発を図ります。	企画調整課

基本目標Ⅱ 共に支え合い、いきいきと働ける環境づくり

重点課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

政策や方針の立案及び決定への男女の共同参画は、男女共同参画社会の実現の基盤となるものです。女性のさまざまな分野への進出は進んでいますが、政策や方針の立案及び決定過程への女性の参画は、いまだに十分とはいえない状況です。

今後あらゆる分野において女性が活躍するためには、女性の意見や価値観が政策や方針に反映されることが重要であるため、各種委員会への働きかけや、女性の参画を向上させるための取り組みを進めます。

推進施策（1） 町における政策・方針決定過程への男女共同参画

番号	施策	内容	担当課
①	委員会等委員の女性比率の向上	本町の委員会・審議会等の委員の女性比率の向上を図ります。	各課
②	女性職員の管理職への積極的登用	女性職員の管理職への登用を進めます。また、職員研修を行い、意識啓発や人材育成を図ります。	総務課

推進施策（2） 事業所・各種団体の取り組み支援・協力要請

番号	施策	内容	担当課
①	女性の管理職等への登用促進についての啓発	各種啓発媒体を通じて、事業所・各種団体（経済団体・労働団体・地域団体・福祉団体等）に男女共同参画への協力を要請するとともに、男女間の格差是正の普及啓発に努めます。	企画調整課
②	女性の人材に関する情報の提供	山形県男女共同参画センター等と連携し、女性の人材に関する情報提供の充実を図ります。	企画調整課

重点課題2 仕事と家庭・地域活動との両立支援

あらゆる分野に女性の社会進出が進んでいる現在、働く女性が安心して子育てや介護をすることができるよう、より一層の環境整備を進めるとともに、育児や介護は男女がともに担うものであるという認識を深めることが重要です。

男女を問わず、それぞれが仕事と家庭・地域活動との両立ができ、バランスのとれた生活スタイルを実現できるよう、意識の啓発に取り組みます。

推進施策（1） 仕事と家庭・地域活動との両立に関する意識の啓発

番号	施策	内容	担当課
①	研修会・講演会等の開催	仕事と家庭・地域活動を両立することの重要性について、意識啓発・学習機会の提供を図ります。	企画調整課

推進施策（2） 多様な働き方を支える環境整備

番号	施策	内容	担当課
①	出産・育児に関する相談事業の充実	妊産婦や保護者等を対象に、各種相談事業等を定期的に実施し、女性が働きながら安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。	健康福祉課
②	妊産婦・乳幼児の健康管理の支援	妊産婦・乳幼児健康診査や保健指導を実施し、健康管理の支援を行います。	健康福祉課
③	ひとり親家庭への支援の充実	生活の安定と自立の促進を図るため、子育てや生活の支援などの充実を図ります。	健康福祉課
④	保育支援の充実	町内保育所で実施されている低年齢保育・時間外保育・障害児保育・病児保育・病後児保育等の保育支援の充実を図ります。	健康福祉課 教育委員会
⑤	学童保育の充実	保護者の仕事や地域活動の支援をするため、学童保育の充実を図ります。	教育委員会

⑥	介護予防等の充実	高齢者の運動機能向上を目的とした各種教室を開催し、介護予防を図ります。	健康福祉課
⑦	介護に関する相談体制の充実	地域包括支援センターを中心に、介護に関する相談体制の充実を図り、介護者が安心して仕事と家庭生活等を両立できる環境づくりを推進します。	健康福祉課

推進施策（３） 男性の働き方改革

番号	施策	内容	担当課
①	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	男性が「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の理解を深め、家庭や地域での役割を円滑に担うことができるよう、意識啓発等に努めます。	企画調整課
②	育児休業・介護休業の取得促進	育児休業・介護休業制度の周知と利用促進を図り、男性の家庭・地域活動への参画を推進します。	企画調整課

重点課題3 働く場における男女共同参画

女性の労働環境の整備は進んできましたが、依然として賃金・昇進・人事配置などの面で男女の格差がみられます。働く場や雇用における男女平等な機会及び待遇が得られるように、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」などの関係法令の周知や情報提供などを行ってまいります。

また、平成27年に成立した「女性活躍推進法」に基づき、女性の採用・登用・能力開発などに配慮し、女性が能力を発揮しやすい環境づくりを進めます。

推進施策（1） 男女平等の職場づくりと環境整備

番号	施策	内容	担当課
①	男女の均等な雇用機会・待遇の確保の促進	男女の均等な雇用機会・待遇の確保など、労働環境の向上を目的として、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令・各種助成制度などの労働関連情報の周知に努めます。	企画調整課 産業振興課
②	働き方改革の推進	だれもが充実した生活を送るため、仕事と家庭の両立を図り、地域社会にも参加することを可能にするための意識啓発を図ります。また、各種休暇制度の取得や、労働時間の短縮の普及を促進します。	企画調整課 産業振興課
③	相談窓口の充実	国・県等の関係機関と連携し、相談窓口の充実、就労情報の収集と提供を図ります。	産業振興課
④	差別的慣行の是正	湯茶の提供など、雇用の場における差別的慣行の是正やあらゆるハラスメント防止の啓発等に努めます。	企画調整課 産業振興課
⑤	育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の周知	男女が仕事と育児・介護を両立できるよう、労働者や事業主に対する啓発を行い制度の普及定着を促進します。	企画調整課 産業振興課

推進施策（２） 女性がいいききと能力を発揮できる環境整備

番号	施策	内容	担当課
①	就業に関する相談体制・情報提供の充実	山形県男女共同参画センター等と連携し、相談体制の充実を図ります。また、女性の就業継続・再就業・起業に役立つ講習・訓練の開催情報などの提供に努めます。	企画調整課 産業振興課
②	女性活躍推進法の事業主行動計画の周知	女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、事業主に対して、女性活躍推進法の周知と事業主行動計画の策定を促進します。	企画調整課 産業振興課

基本目標Ⅲ 共に認め合い、安心して暮らせるまちづくり

重点課題 1 暴力等の根絶と被害者支援

配偶者等からの暴力（DV）は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性です。これは、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差など、今日の男女が置かれている状況による社会的・構造的な問題であり、克服すべき重要な課題です。配偶者等からの暴力は身体的なもののほか精神的、経済的など多様化しており、被害の防止と加害者を作らない教育・啓発が必要です。「配偶者暴力防止法」に基づき、暴力を許さない社会意識の醸成に取り組むとともに、被害者に対する相談体制の充実を図ります。

推進施策（1） DVの防止と被害者の支援

番号	施策	内容	担当課
①	DV防止の意識啓発・情報提供	DVは重大な人権侵害であるとの認識を広めるため、広報やホームページ等を通じて意識啓発・情報提供を行います。	健康福祉課
②	相談体制の充実	山形県女性相談センター・警察等の関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	企画調整課 健康福祉課
③	被害者及びその子どもへの自立支援	被害者等の状況に応じた心身のケアなどに適切に対処するとともに、自立を支援します。	健康福祉課
④	情報管理の徹底	被害者等の個人情報について、その情報管理を徹底します。	町民課 健康福祉課

推進施策（２） ハラスメント防止対策の推進

番号	施策	内容	担当課
①	ハラスメント防止の意識啓発・情報提供	「ハラスメント」とは、嫌がらせや相手を不快にさせる行動のことであり、代表的なものにセクシュアル・ハラスメントなどがあります。個人の尊厳を不当に傷つけ、能力の発揮を妨げるハラスメント防止のため、広報やホームページ等を通じた意識啓発・情報提供を行います。	企画調整課

重点課題２ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害時における避難所の設置などには、男女のニーズの違いを把握し、災害弱者への配慮を踏まえたうえで進める必要があります。そのために、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進が求められています。また、消防団・自主防災組織など地域のさまざまな団体と協働して取り組むことが重要です。安心して暮らせるまちづくりのため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するとともに、各種団体への女性の参画を促進します。

推進施策（１） 防災・復興活動に関する男女共同参画の推進

番号	施策	内容	担当課
①	男女共同参画の視点を取り入れた災害対応マニュアル等の整備	災害弱者や女性の視点を十分に踏まえ、これに配慮した避難所の設営・運営が行えるよう、マニュアル等の整備を行います。	総務課
②	防災・復興活動への女性の参画	地域における防災・復興活動において大きな役割を担う自主防災組織・ボランティア組織・消防団等に、女性の参画を促進し、男女のニーズに広く対応した防災・復興活動を促進します。	総務課

第4章 計画の推進

1 推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、広範多岐にわたります。町全体で本計画を推進していくため、庁内各課・その他団体等の共通理解と横断的な取り組みが必要です。行政内部における男女共同参画意識の高揚とともに、各審議会等への女性委員の登用など、さまざまな場面において男女共同参画を意識した取り組みを図るべく、関係部署で連携しながら推進していきます。

2 国・県等との連携

男女共同参画社会の形成に向け、国や県、近隣市町等との連携を強化し、より効率的で効果的な施策の推進に努めます。

3 計画の進行管理

本計画の実行にあたっては、各施策について、関連する事業の所管課等においてPDCAサイクル^{※7}の手法をもって実行性を高め、計画の実現に努めます。

※7 PDCAサイクル

Pは「Plan=計画」、Dは「Do=実行」、Cは「Check=点検・評価」、Aは「Action=見直し・改善」の頭文字をとったもので、業務の効率化を目指す手法である。